

町の無料相談

相談種類		日にち	時間	相談場所	申込み・問合せ
法律相談	弁護士	10/9(火)、22(月)	13:30 ~ 16:00	役場会議室	役場総務課 ☎ 313 (要予約)
	行政書士	10/17(水)	10:00 ~ 15:00	役場会議室	役場総務課 ☎ 313
人権・行政相談		10/11(木)	13:30 ~ 16:00	役場会議室	役場総務課 ☎ 313
成人健康相談		10/3(水)	9:30 ~ 11:30	役場町民ホール	保健センター ☎ 049(294) 5511
電話健康相談		平日	9:00 ~ 17:00	保健センター ☎ 049(294) 5511	
育児ほっと相談室		10/1(月)	10:00 ~ 11:45	保健センター ☎ 049(294) 5511	
もの忘れ相談会		毎月第3木曜日	10:00 ~ 12:00	中央公民館	地域包括支援センター ☎ 049(295) 2112 ①126
子育て相談 なんでも話してみよう	10/12(金)	10:00 ~ 11:00	役場相談室	子育て支援センター	
	10/26(金)		子育て支援センター	☎ 049(294) 4820	
教育相談		平日	10:00 ~ 16:30	教育センター ☎ 049(295) 2525 (電話相談可)	
心配ごと相談		毎週水曜日	10:00 ~ 12:00	社会福祉協議会(ウイズもろやま内) ☎ 049(295) 3111	
消費生活相談		毎週火曜日	10:00 ~ 15:00	役場相談室	役場産業振興課 ☎ 214
生活困窮者自立相談 ※生活保護受給者以外		平日	8:30 ~ 17:00	アスポート相談支援センター 埼玉西部毛呂山出張所 (ウイズもろやま内) ☎ 080-2274-1445	

歴史散歩

第292回

桂木の歴史と伝承
～観音堂と桂木寺に伝わる史料～

桂木観音堂には、文化8年(1881)に当時の住職が再版した『桂木寺略縁起』と呼ばれる記録が伝わっています。

桂木観音堂と桂木寺がある桂木山は、奈良時代の高僧・行基が「大和葛城山(現在の奈良県御所市)」に似ていることから、「桂木山」と名づけたという伝承が伝わる山です。

桂木観音堂『桂木寺略縁起』では、行基が桂木を訪ねた際、桂木の地にお堂と仏像を造ったこと、行基の造った仏像のご利益が評判となり、多くの信者から寄進があり、堂宇が建てられたと記され、その寄進により、観音堂を含めた七堂伽藍が建立されました。

『桂木寺略縁起』と同様の記録が桂木寺所蔵史料の明和7年(1770)、安永4年(1775)『諸堂并山林田畑目録帳』があります。

『諸堂并山林田畑目録帳』では、大同元年(806)に観音像が刻まれ、当初の堂宇は山の八合目の付近に縦十間横十五間(縦約18m、横約27m)の堂であったと記されています。

また、同史料では、江戸時代後期の頃には、桂木七堂は荒廃し、堂の名を残すだけとなり、いずれの本尊も破損し、観音堂へと移されたと記されています。各堂宇にあった仏像の内10躯は、他の寺院へ譲り、残りの仏は新たな堂宇を建立する際に供養されました。

現在、桂木観音堂に残る木彫仏群は、その際に各堂から移された仏像であると考えられます。

同時期に奈良時代の高僧鑑真の弟子である天台僧道忠が、東国行脚し、ときがわ町の慈光寺が開かれたと伝わっています。

史料中に記されている桂木観音堂に伝わる創建の伝承は、慈光寺の創建時期と同時期となっています。

僧道忠が慈光寺を創建したと伝わる時期と同時期に、桂木の地に信仰の場が造られたことは、桂木山を含めた外秩父の山が信仰の霊地であったことが考えられます。

現在の桂木山には、桂木寺と観音堂のみを残すだけとなっていますが、祀られている仏たちが往時の信仰の姿を残しています。



現在の桂木観音堂

浄水場できれいになった水は、道路の下に埋めてある配水管を通して各家庭に送られます。配水管から家庭に引き込むためには給水管、止水栓（乙止水栓）蛇口などの「給水装置」が必要です。この「給水装置」はみなさんの所有物（水道メーターは除く）なので新設や改造、修理の費用はみなさんの負担になります。

近年、この給水装置の漏水が多く発生しています。漏水は、貴重な水を無駄にするばかりでなくご家庭での水道料金の負担が多くなりますので、いつもより使用水量が多いと思ったらどこかで水が漏れていないか確認しましょう。

漏水確認方法

最初に蛇口などを全部閉めて水を使用しない状態にしてください。次に水道メーターボックスの蓋を開けて、メーターの左側にあるパイロットが回っているかどうか確認してください。回ってなければメーターを過ぎてからの漏水はないと思われます。また、蛇口や壁に耳を当て、「シュー」という水の流れるような音が聞こえるときや、台所や浴室などの配管がしてある壁やはめ板、給水管が埋めてある付近や水道メーターボックスのまわりがいつも濡れているときなども漏水の可能性あります。漏水が確認できたときは、町指定の給水装置工事業者に依頼して修理してください。修理されるまでの間はムダな水の流出をさけるため、メーターボックス内の丙止水栓を一時的に閉めておくことをお勧めします。

水道メーターの定期交換について

水道メーターは、水道をご使用されている皆様から料金をいただくため、正しく計量されなければなりません。

そのため、「計量法」により水道メーターの検定有効期間は8年とされています。

毛呂山町では、毎年有効期限を迎えるメーターを定期的に交換しています。

水道メーター検針がスムーズに実施できるようご協力ください！

メーターボックスの上に、物を置いたり、車を駐車したりしないでください。

愛犬はメーターや出入り口から離れた場所につないでおいてください。

家の増改築などで、メーターボックスが車庫・物置・屋内・床下の中などに入らないようにしてください。

メーター検針ができないと正確な使用水量がわからず、漏水の発見も遅れます。

樹木や草の伸びる季節には、メーターボックス付近は短めに刈りこんでください。また、メーターまでの通り道はきれいにしておいてください。

メーターボックスの中は、水や泥が入りやすいので、いつもきれいにしておきましょう。

問合せ
役場水道課工務係
☎ 049 (295) 2112 ①166

第3回

水道事業を考えよう

安全で頼れる水道をめざして
未来へ引き継ぐ



漏水管理区分図

町管理区域は役場水道課へ、個人管理区域は個人の負担となりますので、毛呂山町指定給水装置工事業者へ連絡してください。

